

令和5年度

債務負担行為設定事業

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	長期借入金	自 己 資 金
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
水 道 施 設 耐 震 化 事 業 費	450,590		-	令和5年度 ～ 令和6年度	450,590	-	394,000	56,590

事業概要

1 事業の概要

工 事 名	工 事 箇 所	工 期	備 考
大磯町月京地内 配水管改良工事費	大磯町月京17番地 付近	令和5年度 ～ 令和6年度	Φ100～150mm、延長410m
大塚送水管（大和） 基幹管路更新工事 （第5工区）費	座間市ひばりが丘5 丁目地内	令和5年度 ～ 令和6年度	Φ800mm、延長400m
谷ヶ原浄水場 横流沈殿池（2号池 B系）耐震補強 工事（公共）費	相模原市緑区 谷ヶ原	令和5年度 ～ 令和6年度	最大規模の震度に対応した施設の耐 震化を行うもの。

2 債務負担行為設定理由

浄水場を稼働させながら工事を行う必要があり、沈殿池の運用を停止できる期間に限られるため、2か年にわたる工期を設定せざるを得ないことから債務負担行為を設定することとしたものである。

また、県内中小企業への支援策として、年間を通じて切れ目のない事業展開ができるよう、工期が12ヶ月未満の工事でも年度にとらわれず機動的に工事発注するため債務負担行為を設定することとしたものである。